

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～



令和2年7月21日
岡山市消費生活センター

プラスチック製買物袋の有料化が始まりました！

レジ袋有料化をきっかけに、地球にやさしい持続可能な消費者市民社会への第一歩を踏み出してみましょ。

自身のライフスタイルの見直しを！！

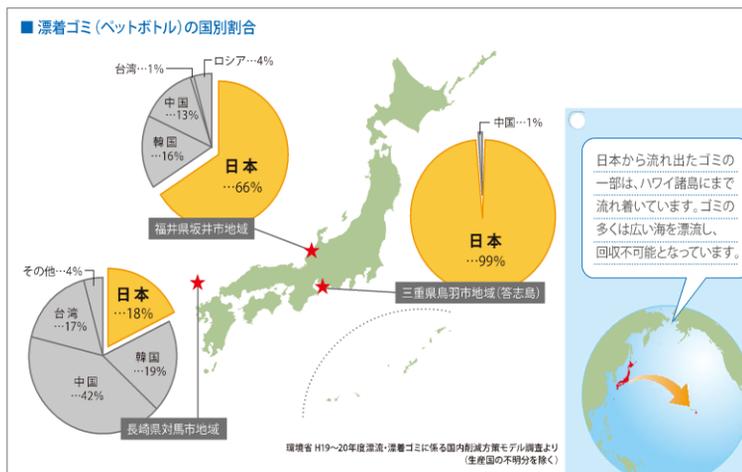


このマークは何？



海を汚していたのは、私たちのゴミだった。

環境省のモデル調査により、海外から流れ着くゴミが多くを占める海岸もあります。ほとんどの海岸に見られるゴミの主な発生源は日本であることが明らかになりました。



日本から流れ出たゴミの一部は、ハワイ諸島にまで流れ着いています。ゴミの多くは広い海を漂流し、回収不可能となっています。

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽く丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、**廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題**もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

出典：経済産業省

消費者トラブル相談 (相変わらず多いワンクリック詐欺や定期購入)

- Q：好奇心からアダルトサイトの広告をタップしたら突然「登録完了」の画面が出てきて4万8千円を請求する画面が出てきた。「誤動作ならここに電話を」と書かれていたので電話をした。年齢を聞かれたので15歳と答えたら「今回は請求しないが、次回からは親に請求する」と言われた。電話番号を知られたので怖い。
- A：これは、ワンクリック詐欺の手口です。ワンクリック詐欺とは、登録完了等の画面を表示することであたかも契約が成立したかと思わせ、慌てさせて利用料等の名目でお金をだまし取る手口のことです。**契約は成立していませんので、決して業者へ連絡や支払いはしないようにしましょう。**もし、請求があれば、きっぱりと断りましょう。
- Q：麹酵素サプリがお試しで500円だったのでスマホで注文した。2回目を送られて来て定期購入と分かり、しかも4万円以上だった。払えないので未成年者の取消しを申し出たいがどうすればよいか？
- A：契約者は未成年者ですから、まずは、本人または保護者から業者に連絡し、未成年者契約の取消しを申し出ましょう。うまくいかなければ再度センターに相談しましょう。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



※QRコードの商標はデンソーウェブの登録商標です。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号

(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

月～金 9時～16時(祝日、年末年始を除く)

消費生活相談

